

令和 8 年度埧町奨学生募集要項

令和 8 年度埧町奨学生を下記のとおり募集しますので、奨学資金の貸付を希望される方はお申し込みください。

1. 募 集 対 象

埧町在住者で埧中学校または高等学校の第 3 学年に在学し、令和 8 年 4 月に高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程または 2 年以上の課程）、大学（短大・大学院を含む）に進学を希望している方または現に在学している方。

※ 埧中学校を卒業する又は卒業していることが要件になります。

2. 募 集 人 数 全体で 3 名程度

3. 貸付期間及び貸付額

(1) 貸付期間 令和 8 年 4 月から在学する学校の正規の修業期間

(2) 貸 付 額

高校生、高等専門学校生、専修学校生（高等課程）

..... 月額 15,000 円以内

大学生（短大生・大学院生含む）、専修学校生（2 年以上の課程）

..... 月額 50,000 円以内

※ ただし私立大学にあつては 月額 60,000 円以内

(3) 利 息 無利息

※ 返済にあたって支払が遅延した場合は遅延利息が生じます。

4. 貸付を受ける方の要件

(1) 埧町に引き続き 6 ヶ月以上住所を有しており、品行正しく学術に優れ、心身が健康であること。

(2) 経済的理由により修学が困難と認められること。

(3) 国または他の団体から同種の奨学資金の貸付、または給与を受けないこと。

5. 申 請 手 続 き

(1) 当教育委員会指定の奨学生願書（第 1 号様式）に在学する学校長の発行する奨学生推薦調書（第 2 号様式）およびその他指定する書類を添えて、当教育委員会に提出してください。

6. 奨学生を選考及び採用

前記の願書を審査し、必要性が高いと思われる方に対し作文の提出を求め面接を実施して奨学生を決定します。

作文の題名及び面接の日程等については、願書受付後通知します。ただし、書類審査の結果、選考要件等に該当しない時はこの限りではありません。

奨学生を決定したときは、申請人及び奨学生が在学する学校長に文書でその旨を通知します。

7. 返還誓約書及び在学証明書の提出

奨学生として貸付が決定した方には、4月になりましたら在学する学校の在学証明書とともに返還誓約書を提出していただきます。

返還誓約書には、連帯保証人の署名、捺印が必要となります。奨学生とは別世帯で、町民税が課税されていて、全ての町税に未納がないことが条件になります。

8. 奨学資金の貸与

奨学資金は、4月から7月までの分を7月に、8月から11月までの分を11月に、12月から3月までの分を3月に親権者等の口座に振り込みます。

9. 在学証明書等の提出

毎年4月30日までに、在学証明書及び前年度の成績証明書を提出してください。

10. 奨学資金の返済

最後の貸与を受けましたら、奨学資金返還明細書を提出してください。

卒業の月の6ヶ月後からその金額を月賦または年賦で10年以内に返済していただきます。

11. 奨学生願書の提出期限

令和8年2月2日（月）までに提出してください。

12. その他

不明な点は埴町教育委員会 学校教育課 管理係にお問合わせください。

問合せ先

埴町教育委員会 学校教育課 管理係

TEL 0247-43-4050 FAX 0247-43-1883

E-mail kyoiku@town.hanawa.fukushima.jp

〒963-5405 福島県東白川郡埴町大字埴字大町三丁目21番地

奨学生願書及び添付する提出書類について

(1) 第1号様式 奨学生願書

※提出期限・・・令和8年2月2日（月）

(2) 第2号様式 奨学生推薦調書

学校長が証明し、(4)の健康診断表の写しを同封して、封緘の上提出する。

※提出期限・・・令和8年2月2日（月）

(3) 成績証明書（1学期の仮評定で可）

学校長が証明し、封緘の上、提出する。

※提出期限・・・最終提出期限は令和8年2月20日（金）まで

期限に間に合うよう、2月中に学校で証明、発行が可能なもので結構です。

(4) 健康診断票の写し

令和7年度分まで記載されている生徒学生健康診断票の写しを(2)の奨学生推薦調書に同封して提出する。令和7年度以前に卒業している方については、令和7年度中に病院等で受診した健康診断の結果表の写しを提出する。

※提出期限・・・令和8年2月2日（月）

(5) 住民票謄本

奨学生に応募する方と同居している家族全員が記載されている住民票謄本を提出する。

※提出期限・・・令和8年2月2日（月）

(6) 家族全員の収入がわかる書類

奨学生に応募する方の家族（両親、祖父母など同居している家族）で収入のある方全員の収入が分かる下記の書類を提出してください。

①収入が給与のみの方・・・『令和7年分 給与所得の源泉徴収票の写し』

②給与以外に収入がある方、自営業や個人事業主の方

・・・『令和7年所得税の確定申告書の写し』、又は

『令和8年度町県民税の申告書の写し』

③年金収入のある方・・・『令和7年公的年金等の源泉徴収票』

又は直近の『年金振込通知書』

④上記の①～③の提出ができない方

・・・所得証明書 令和6年分所得（令和7年度課税）

※提出期限・・・令和8年2月20日（金）まで

収入基準（参考）

希望する奨学金	家計基準 ※1
第一種・第二種併用貸与 （有利子）	生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が164,600円以下であること
第一種奨学金（無利子）	生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
無利子奨学金貸与額	国公立大は5万円、私立大学は6万円が上限

- ※1 収入については、2024年（1月～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。
- ※2 貸与額算定基準額 (a) = (課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除額) (b) - (多子控除) (c) - (ひとり親控除) (d) - (私立自宅外控除) (e)（100円未満は切り捨て）
 - (a) 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。
 - ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。
 - (b) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。
 - (c) 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい人数を適用します。
 - （例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人 × 40,000円 = 40,000円となります。
 - (d) ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
 - (e) 在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。予約採用の審査においては一律0円となります。